

# 市民税・県民税申告のご案内

## 申告期間 2月14日(金)～3月17日(月)

市民税・県民税は、私たちの日常生活に身近なかかわりをもつ県や市の仕事のための費用を、住民がその負担能力(所得)に応じて分担し合うという性格の税金です。

申告の必要な皆さん一人ひとりが自ら所得を申告し、所得に応じた税負担をしていただくことは、すべての方の課税の公平性を維持するために必要不可欠です。

### ■申告が必要な方

市民税・県民税の申告が必要と思われる方には、市から通知を出していますが、通知を受けていなくても次のような方は申告をしてください。

- ◎平成26年1月1日に大田原市に住所があり、
  - ・平成25年中に事業所得や地代・家賃などの不動産所得、土地などの譲渡所得、その他所得があった方
  - ・給与所得がある方で、「給与支払報告書」が勤務先から市税務課に送付されていない方(勤務先に確認してください)や平成25年中に退職した方
  - ・給与所得のみで、雑損控除、医療費控除、寄附金控除を受けようとする方
  - ・年金所得のみで、人的控除以外の控除(社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除など)を受けようとする方

### ■申告が不要な方

- ・税務署に所得税の確定申告をする方
  - ・昨年の所得が年末調整をした給与所得のみの方
  - ・昨年の所得が年金所得のみの方(人的控除以外の控除を受けようとする方を除く)
- ※給与所得、年金所得ともに、給与支払者または年金保険者から給与、年金支払報告書が市に届いている場合に限りです。

### ■その他申告が必要な場合

- ・児童扶養手当、保育園の入園などの手続きをする方や、市営住宅に入居している方は、所得の状況を示した各種証明書の提出が必要になります。これらの証明書の交付を受けるためには申告してあることが必要です。また、国民年金の免除申請、国民健康保険加入者の保険税の軽減を判定する際にも申告をしてあることが必要になります。必ず申告してください。

### ■申告に必要な書類

- ・申告書(申告会場にも用意してあります)
- ・印鑑および預金通帳(口座番号が確認できるもの。所得税が還付になる場合必要となります)
- ・源泉徴収票(原本。写しは不可)
- ・所得金額が分かる書類(給与支払証明書・収支内訳書など)
- ・所得控除を受けるための書類(生命保険料・地震保険料・旧長期損害保険料・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料・身体障害者手帳・医療費などの領収書または証明書)
- ・不動産所得がある方は、固定資産税の課税明細書または市税務課発行の申告用名寄公課資料(無料)など

- ・医療費控除には、要介護認定を受けた方が一定の施設・居宅サービスを利用したときの自己負担も含まれます。控除を受けるときは領収書の添付が必要です。
- ・医療費控除を受ける方は、事前に領収書などでその年中に支払った医療費総額を計算してきてください。

### ■申告するときの注意事項

- ・市税務課や各支所の窓口では申告できません。必ず指定会場で申告してください。(収入のない方の申告を除く)
  - ・受付時間 午前の部 午前8時30分～11時30分  
午後の部 午後1時～4時
- ※混雑を軽減するため、次ページの表のとおり受付日と会場を指定しました。
- ※順番は申告内容により変更になる場合もあります。

### ■農業所得を申告するとき

事前に収支内容をまとめてお持ちください。収支内容をまとめていないと、実際にかかった経費も必要経費として認めることができなくなり、思いがけない課税が発生する場合があります。日ごろから記帳するよう心がけ、スムーズに申告ができるよう事前準備をお願いします。

#### ◎お持ちいただくもの

- ・収支内容をまとめたノート
- ・根拠となる領収書(レシートも可)
- ・米等農産物などの販売数量、販売金額が記載してある明細
- ・農業に関する交付金・助成金などの通知
- ・通帳(平成25年1月～12月までの取引内容が記載されているもの)
- ・取得価格が10万円以上の農業用資産を事業用として新たに取得したり他から転用した方は、減価償却の方法により経費計上することとなりますので、農機具などの名称、取得年月、取得価格を確認しておいてください。(農業用資産を廃棄した場合は廃棄年月を確認してください。)経費として認められるものはあくまで農業をするうえで負担したもののみです。毎年、家庭用で支払ったものを含めて経費計上する方も見られますので、ご注意ください。
- ・農地をすべて貸付、小作料として現金やお米で受け取る場合は、農業所得ではなく「不動産所得」として申告が必要になります。その場合、貸地にかかる固定資産税や土地改良費を負担していれば経費となります。

■収入のない方の申告

収入のない方で申告書を自書することができる方は、申告書に必要事項を記入押印して申告会場や市税務課窓口へ直接お持ちいただくか、郵送で市税務課に送付していただくこともできます。

■ホームページを利用した申告書作成など

市ホームページで市民税・県民税申告書の様式をダウンロードできます。記載例も参照できますので、ぜひご利用ください。

■住民税の今年の主な改正事項

～均等割額に加算されます～

平成26年度から平成35年度までの間、東日本大震災からの復興の財源とするため、現行の均等割額に県民税均等割500円・市県民税均等割500円が加算されます。

問 税務課 B 1階 TEL (23) 8725

平成25年分 市民税・県民税申告日程表

受付日	大田原地区			湯津上・黒羽地区			
	会場	午前の部 受付8:30~11:30	午後の部 受付13:00~16:00	会場	午前の部 受付8:30~11:30	午後の部 受付13:00~16:00	
2月	14日(金)	野崎地区 公民館	下石上・野崎	須賀川 出張所	須佐木		
	17日(月)	※野崎研修 センター	薄葉・平沢		上石上	須賀川	
	18日(火)		薄葉		川上・南方	須賀川・雲岩寺	
	19日(水)	佐久山地区 公民館	佐久山	湯津上支所	北滝	片田	
	20日(木)		佐久山		福原	亀久	矢倉・蛭田
	21日(金)		大神		福原・藤沢	蛭田	
	24日(月)		親園地区 公民館		親園	親園・荻野目	湯津上
	25日(火)	※農村環境 改善センター	花園	実取	湯津上	湯津上・小船渡	
	26日(水)		滝沢・滝岡	宇田川	両郷出張所	大輪	河原
	27日(木)		中田原		※両郷地区 コミュニティ センター	両郷・川田	中野内
28日(金)	金田北地区 公民館	中田原・町島・荒井・岡	戸野内・練貫・乙連沢	久野又	寺宿・木佐美・大久保		
3月	3日(月)		市野沢	今泉・羽田	堀之内	黒羽田町	
	4日(火)		富池	小滝	前田	前田・八塩	
	5日(水)	金田南地区 公民館	北金丸	北金丸・奥沢	北野上		
	6日(木)		南金丸	南金丸・上奥沢・赤瀬	狭原	佐良土	
	7日(金)		倉骨	鹿畑・北大和久	佐良土		
	10日(月)		富士見	山の手・城山	蛭畑		
	11日(火)	大田原東 地区公民館	紫塚	元町・新富町	新宿・片府田	片府田	
	12日(水)		末広	中央・本町	黒羽向町		
	13日(木)		美原	美原・住吉町	余瀬	大豆田	
14日(金)	浅香		浅香・若松町	蜂巢	桧木沢		
17日(月)	若草		若草・加治屋	寒井			

確定申告(所得税・個人消費税・贈与税)のご案内  
申告期間 2月17日(月)～3月17日(月)

■時間 午前8時30分～

■会場 大田原税務署 別館2階

■相談 午前9時～午後5時

■納期限

所得税・復興特別所得税・贈与税 3月17日(月)

消費税・地方消費税(個人事業者) 3月31日(月)

■ホームページを利用した申告書作成など

国税庁のホームページで確定申告書の作成ができます。ぜひご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

☞ <http://www.nta.go.jp/>

～公的年金等を受給されている方へ～

平成23年分以後の各年分において、公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

詳しくは、税務署にお問い合わせください。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

問 大田原税務署 TEL (22) 3115 ※自動音声案内